

④併合後の発行可能株式総数

併合後の発行可能株式総数 (2020年3月31日現在)	500,000,000株
併合後の発行可能株式総数	100,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

2020年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	19,640名 (100.00%)	197,351,017株 (100.00%)
5株未満所有株主	462名 (2.35%)	667株 (0.00%)
5株以上100株未満所有株主	2,206名 (11.23%)	58,508株 (0.03%)
100株以上500株未満所有株主	6,688名 (34.05%)	1,147,977株 (0.58%)
500株以上所有株主	10,284名 (52.36%)	196,143,865株 (99.39%)

※自己株式34,623株、1名は控除しております。なお、「役員向け株式交付信託」信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式545,900株は含めております。

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式をご所有の株主様462名は株主の地位を失うこととなります。

また、保有株式100株以上500株未満の株主様6,688名(議決権を有している株主様の39.4%)は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び当社定款第10条の規定に基づき、株主様がご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第192条第1項の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することもできますので、お取引先の証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき売却日における東京証券取引所第一部の当社普通株式の終値で一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。

(5) 併合の条件

当社の第6期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(6) その他

株式併合により株価は理論上は5倍となりますので、2020年3月31日現在の東京証券取引所における終値151円を例に挙げると、株式併合後の理論上の株価は755円となります。この場合、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲に合致することとなります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、本定款変更は、株式併合に係る議案の承認可決及び株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）に効力が生じることとなります。

(2) 変更の内容

下線部が変更箇所

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は500,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>100,000,000株</u> とする。

3. 日程

- | | |
|-------------|----------------|
| ①取締役会決議 | 2020年5月12日 |
| ②定時株主総会決議日 | 2020年6月23日（予定） |
| ③株式併合の効力発生日 | 2020年10月1日（予定） |
| ④定款変更の効力発生日 | 2020年10月1日（予定） |

以 上

(ご参考) 株式併合に関する Q&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか？

A 2. 当社は協同飼料株式会社及び日本配合飼料株式会社の2社との株式移転を行い、当社普通株式を交付したことから、2020年3月31日現在で197,385,640株となっております。この株式数は当社の事業規模及び同業他社の状況から見て多い状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機の対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。このような状況を踏まえ、今般、第6期定時株主総会においてご承認を得ることを前提として、5株を1株に併合する株式併合を実施することと致しました。今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待したいと考えております。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権個数はどのようになるのですか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2020年9月30日の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端株がある場合は、株式の数としてはこれを切り捨て、以下の端株株式として手続を採らせていただきます）となります。また、議決権個数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	500株	5個	100株	1個	なし
例 2	450株	4個	90株	なし	なし
例 3	509株	5個	101株	1個	0.8株
例 4	4株	なし	なし	なし	0.8株

○例1、例2に該当する株主様は特段のお手続きはございません。

○例2に発生する単元未満株式（90株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。

○例3、例4に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。この端数を処分してお支払する金額は、2020年12月上旬にお送りすることを予定しております。

○効力発生前のご所有株式が5株未満（例4）の株主様は株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、当社の株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 株式併合により株主様のご所有株式は5分の1となりますが、株式併合の効力発生にあつては、株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

Q 6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」制度や「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りはできますか？

A 7. 株式併合後においても、「単元未満株式の買増し」制度や「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか？

A 8. 2020年3月31日現在の東京証券取引所における終値151円を例に挙げると、株式併合の前後における投資単位は次のとおりです。

株式併合前 151円/株 × 100株 = 15,100円

株式併合後 755円/株 × 100株 = 75,500円

※株価は、株式併合に伴い理論上は5倍となりますので、当該理論値で計算しております。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 具体的なスケジュールは次のとおり予定しております。

2020年5月12日	取締役会決議
2020年6月23日（予定）	定時株主総会決議
2020年10月1日（予定）	株式併合、定款一部変更の効力発生日
2020年11月中旬（予定）	株主様宛株式併合割当ご通知の発送
2020年12月上旬（予定）	端数株式処分代金お支払い

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A10. 特段のお手続きは必要ございません。

[お問い合わせ先]

株式併合に関してご不明点ございましたら、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同 連 絡 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-782-031
受付時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00

以上